

2017/10/2

「博士の学位審査に関する内規」についての申合わせ事項
学生周知用（一部抜粋）

公共政策学教育部

1. 審査内容

学位論文は、学位申請者による単著のものとする。対象分野の性格に応じて、複数章からなる学位論文あるいは、本教育部博士課程に入学以降に完成させた複数の論文を組み合わせた学位論文を認める。

審査においては、高度な研究能力を持ち、研究を基盤として独創的な課題設定を行い、様々な専門的知見を組み合わせ、解決策を構築・評価し、更に、国際的な視点を持ってそれを迅速に実施していくことのできる能力を有するかを確認する。

2. 審査手続

博士の学位を修得しようとする学生は、本教育部で定められたとおり、研究計画構想発表（以下、「Proposal Review」という。）を経て、予備審査（以下、「Interim Review」という。）に合格したのちに、学位論文審査および最終試験（口述試験）（以下、「Final Review」という。）に合格しなければならない。

3. Proposal Review に関する事項

- (1) 学位を申請しようとする者は、研究計画の段階で、「課題研究構想ワークショップ（"Research Design Workshop"）」において、研究構想・計画について報告し、学位論文執筆を開始する水準にあると判断されなければならない。
- (2) Proposal Review は、学生が2年次を終えるまでに実施することが望ましい。
- (3) Proposal Review は、指導教員のほか、当該専門分野の本教育部国際公共政策学専攻の教員（専任教員及び兼任教員）合計3名以上で実施するものとする（他専門分野の教員は含めなくてよい）。
- (4) Proposal Review は、公開する。

4. Interim Review に関する事項

- (1) Interim Review は、学位申請者が研究内容の報告を行い、改善すべき内容に関する指示を得ることを目的とする。

- (2) Interim Review に参加できるのは、上記 Proposal Review において、学位論文執筆を開始する水準にあると判定された者で、博士論文全体のドラフト（予備審査論文）を提出した者に限定する。
- (3) Interim Review は、Final Review の3ヶ月前までに開催する。
- (4) Interim Review は公開する。ただし、合否判定にかかる審議は非公開とする。
- (5) Interim Review は、本教育部国際公共政策学専攻の教員（専任教員及び兼任教員）5名以上の委員で審査する。5名の委員は、当該論文の主たる専門分野の委員3名、当該論文の主たる専門分野以外の委員1名および実務家教員1名から構成されるものとする。
- (6) 審査のため必要があると認めるときは、教育会議の議を経て、本教育部以外の学内の教員若しくは学外の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- (7) Interim Review の判定は、以下のとおりとする。
 - ・合格
 - ・条件付き合格：軽微な修正についてコメントを付す。
 - ・不合格：改善すべき点についてコメントを付す。

5. Final Review に関する事項

- (1) Interim Review に合格した者は、学位論文を提出できる。
- (2) 最終試験（口述試験）は公開する。ただし、合否判定にかかる審議は非公開とする。
- (3) Final Review は、本教育部国際公共政策学専攻の教員（専任教員及び兼任教員）5名以上の委員で審査する。5名の委員は、当該論文の専門分野の委員3名、当該論文の主たる専門分野以外の委員1名および実務家教員1名から構成されるものとする。
- (4) 審査のため必要があると認めるときは、教育会議の議を経て、本教育部国際公共政策学専攻以外の学内の教員若しくは学外の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- (5) 審査は、学位論文の審査と最終試験（口述試験）により行う。最終試験においては、研究を基盤として独創的な課題設定を行い、様々な専門的知見を組み合わせることで解決策を構築・評価し、更に、国際的な視点を持ってそれを迅速に実施していくことのできる能力を含む幅広い豊かな学識・能力を有するかという点も確認する。

6. その他

- (1) 予備審査論文および学位論文提出者の3親等内の親族及び配偶者ならびに利害関係者は、当該予備審査論文および学位論文の審査委員会の委員となることができないものとする。
- (2) 学位申請者は、学位論文審査後であっても、審査委員会の了承があれば論文の字句等を修正のうえ、当該論文を最終版として提出することができる。
- (3) 研究計画の大幅な修正を希望する者は、「課題研究構想ワークショップ（" Research Design Workshop"）」において、研究構想・計画について再度報告し、学位論文執筆を開始する水準にあると判断されなければならない。

以上